

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の蔓延時における対応フロー【改訂版】

【重要】 下記「感染の疑い」に該当する事案が発生した際には、速やかに学校に連絡してください。

感染の疑い

① 本人又は同居の家族等に感染が疑われる症状※1がある場合

【対応】出席停止 感染が疑われる症状がある方は、医療機関を受診する。受診しない場合は、症状軽快し、解熱剤を使用せずに平熱が24時間続いていることを確認するまで。

※1 「感染が疑われる症状」とは、急性発症で、発熱、倦怠感、咽頭痛、咳、鼻水、頭痛、下痢等の風邪症状をいう。花粉症や喘息など持病による症状は除く。

※2 「症状軽快」とは、発熱・倦怠感・咽頭痛が治まっていて、全体に症状改善傾向のこと。

② 本人が感染者と接触の可能性がある場合（同じ学級や部活動に感染者がいるとき）

【対応】出席停止 ア 風邪症状がない場合は、濃厚接触者にならないと明確になる日まで、またはPCR検査結果陰性を確認するまで

イ 風邪症状はあったが、抗原検査・PCR検査結果が陰性だった場合は、症状軽快し解熱剤を使用せずに平熱が24時間続いていることを確認するまで

③ 本人が濃厚接触者に特定された場合

【対応】出席停止 ア 感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間  
イ 感染者が自宅療養の場合は、保健所の指示に従う

④ 同居の家族等が濃厚接触者に特定された場合

【対応】出席停止 同居家族のPCR検査陰性が確認されるまでの間  
※同居家族がPCR検査陽性の場合は本人が濃厚接触者となる（③へ）

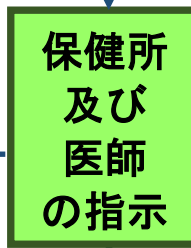
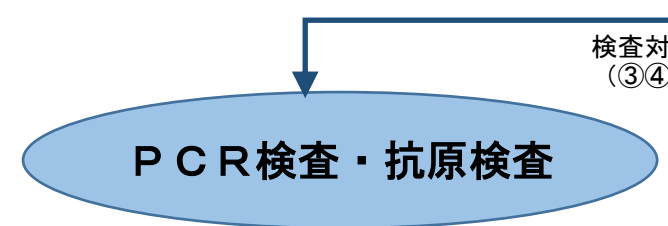
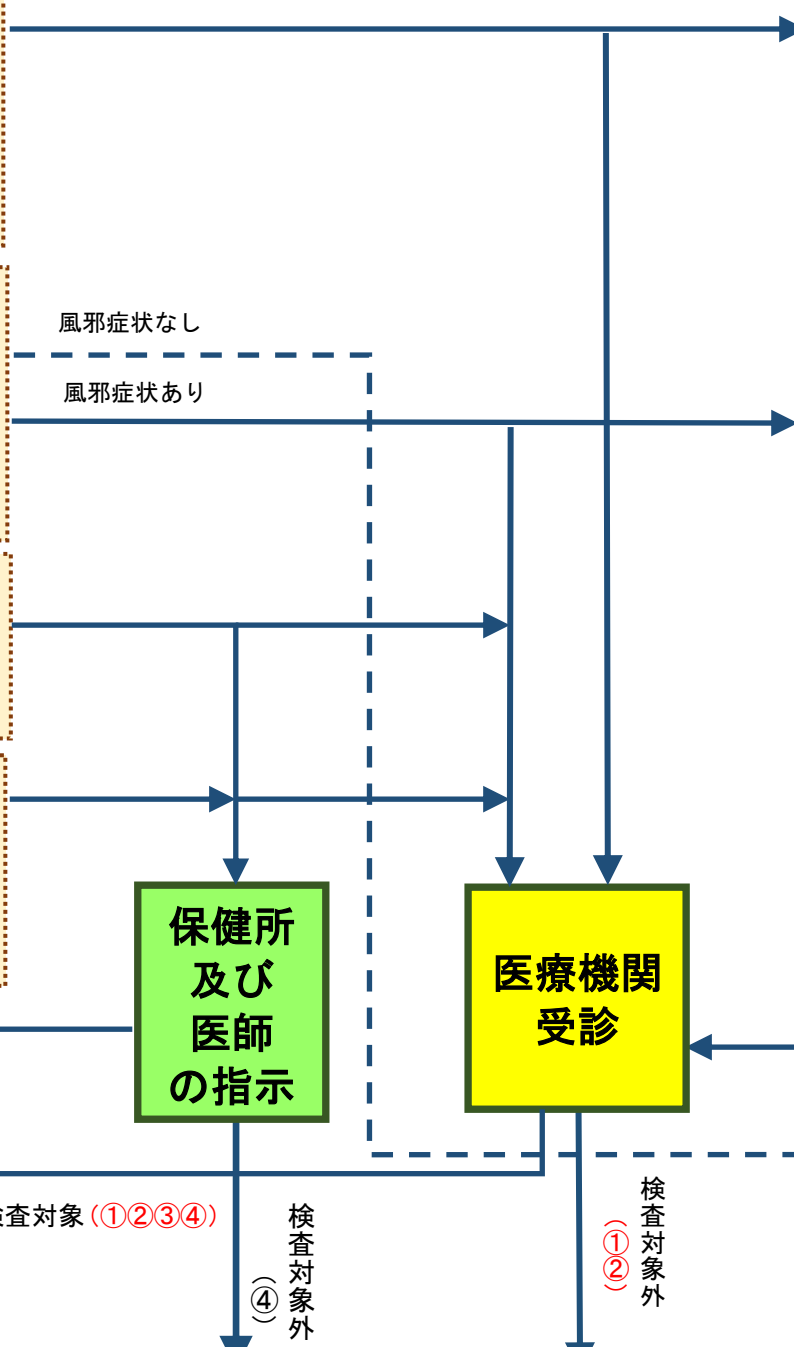
以下のいずれかの症状があるときは、かかりつけ医へ、かかりつけ医がない場合は、「静岡県発熱等受診センター」へ連絡する。

- 発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続いている
- 強いだるさ（倦怠感）
- 息苦しさ（呼吸困難）
- 高熱等の強い症状

「静岡県発熱等受診相談センター」  
電話 050-5371-0561、050-5371-0562  
平日 8時30分から17時15分  
上記以外の時間（土曜日・日曜日・祝日を含む）は050-5371-0561へ

発熱の症状がない方の一般相談は以下をご利用ください。  
厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口  
フリーダイヤル、9時～21時  
電話：0120-565653

静岡県庁の専用相談ダイヤル  
平日 8時30分～17時15分  
電話：054-221-8560



《陽性》  
【対応】保健所の指示に従い、感染症指定病院に入院および自宅療養。

回復  
病院及び保健所の指示に従い療養する。健康状況に異常がなければ、学校に電話で報告の上、登校する。

《陰性》  
【対応】・児童生徒：解熱剤を使用せずに、発熱・倦怠感・咽頭痛等の風邪症状がないことを24時間確認する。（①）  
・同居家族の陰性が確認されるまで。（④）  
・感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間自宅待機。（③ア）  
・上記期間経過後、健康状況に異常がなければ、学校に電話で報告の上、登校する。

《感染の疑いなし》  
【対応】・受診した医療機関の医師の指示に従う。（①・②イ）  
・主要症状がなくなるまで  
・同居家族の陰性が確認されるまで。（④）

《感染の疑いなし》  
【対応】濃厚接触者に特定されないと明確になる日またはPCR検査結果陰性を確認するまで自宅待機。（②ア）